個人情報保護審査会設置法

う。)を置く。

(平成十五年五月三十日法律第六十号)

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章

第三章 条) 審査会の調査審議の手続(第八条設置及び組織(第二条 第七条) 第十六

第四章 雑則 (第十七条・第十八条)

第一条 こ 定めるものとする。 の設置及び組織並びに調査審議の手続等について一条。この法律は、情報公開・個人情報保護審査会

設置及び組織

(設置)

第二条 服申立てについて調査審議するため、 ・固人青嘏保護審査会(以下「審査会」といてについて調査審議するため、内閣府に、情次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不

法律 (平成十五年法律第五十八号) 第四十二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する

<u>_</u> 項

る法律 (平成十三年法律第百四十号) 第十八条第独立行政法人等の保有する情報の公開に関す

(平成十一年法律第四十二号)第十八条

行政機関の保有する情報の公開に関する法

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

二条第二項 関する法律 (平成十五年法律第五十九号) 第四十

(組織)

第三条 審査会は、委員十五人をもって組織する

内は、常勤とすることができる。 委員は、非常勤とする。ただし、 そのうち五人以

(委員)

第四条 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 委員は、優れた識見を有する者のうちか

Ιţ の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣いて、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院 有する者のうちから、 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合にお 前項の規定にかかわらず、 委員を任命することができる 同項に定める資格を

- ならない。 内閣総理大臣は、 おいて、両議院の事後の承認が得られないときは、院の事後の承認を得なければならない。この場合に前項の場合においては、任命後最初の国会で両議 両議院の事後の承認が得られないときは、 直ちにその委員を罷免しなければ
- の任期は、 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員 前任者の残任期間とする。
- 委員は、 再任されることができる。
- とする。 者が任命されるまで引き続きその職務を行うもの委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任
- 免することができる。 認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷義務違反その他委員たるに適しない非行があると 執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の
- 委員は、 職務上知ることができた秘密を漏らして
- 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員はならない。その職を退いた後も同様とする。 となり、 又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 る場合を除き、 営利事業を営み、 常勤の委員は、 5、その他金銭上の利益を目的とする報酬を得て他の職務に従事し、又は 在任中、 内閣総理大臣の許可があ

- 11 委員の給与は、別に法律で定める。業務を行ってはならない。

(会長)

第五条 れを定める。 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこ

会長は、 会務を総理し、審査会を代表する。

会長に事故があるときは、 あらかじめその指名す

る委員が、その職務を代理する。

第六条 審査 成する合議体で、不服申立てに係る事件について調六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構

査審議する。

2 不服申立てに係る事件について調査審議する。 おいては、委員の全員をもって構成する合議体で、 (事務局) 前項の規定にかかわらず、 審査会が定める場合に

務局を置く。 審査会の事務を処理させるため、 審査会に事

事務局に、事務局長のほか、 所要の職員を置く。

事務局長は、会長の命を受けて、 局務を掌理する。

第三章 審査会の調査審議の手続

(定義)

第八条 者をいう。 この章において「諮問庁」とは、次に掲 げる

- 第十八条の! 行政機関 機関の長 規定により審査会に諮問の保有する情報の公開に でした行う ない 行法律
- 問をした独立行政法人等 る法律第十八条第二項の規定により審査会に諮独立行政法人等の保有する情報の公開に関す
- 法律第四十二条の規定により審査会に諮問行政機関の保有する個人情報の保護に関 た行政機関の長 をする
- ものをいう。 この章において「行政文書等」とは、次に掲げる会に諮問をした独立行政法人等 関する法律第四十二条第二項の規定により審査独立行政法人等の保有する個人情報の保護に
- 書(同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。二項の規定により行政文書とみなされる法人文の保有する情報の公開に関する法律第十三条第 う。 文書(同法第二条第二項に規定する行政文書をい第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政行政機関の保有する情報の公開に関する法律 以下この項において同じ。) (独立行政法人等

- する法律第十二条の二第二項の規定により法人る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関る法律第十条第一項に規定する開示決定等に係独立行政法人等の保有する情報の公開に関す次号において同じ。)を含む。) 文書とみなされる行政文書を含む。)
- 3 るものをいう。
 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げ
- 二項又は第三十四条第二項の規定により行政保する個人情報の保護に関する法律第二十二条第下この項において同じ。) (独立行政法人等の保有は利用停止決定等に係る行政保有個人情報をいう。以は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四 号において同じ。) を含む。) 第二条第三項に規定する保有個人情報をい有個人情報とみなされる法人保有個人情報 でである。次代(同法)
- 定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

保有個人情報を含む。)規定により法人保有個人情報とみなされる行政法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する報(

審査会の調査権限)

- 第九条
- 査会に提出するよう求めることができる。
- にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め 見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者又は諮問庁 (以下「不服申立人等」という。) に意不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人 ることその他必要な調査をすることができる。 項及び前項に定めるもののほか、 適当と認める者 審査会は、

- (意見の陳述) (意見の陳述)
- 2
- 第十一条 不服申立人(意見書等の提出) ときは、その期間内にこれを提出しなければならな意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めた は資料を提出することができる。ただし、審査会が十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又

(委員による調査手続)

第十二条 項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一 聴かせることができる。 頃本文の規定による不服申立人等 された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同 の指名する委員に、第九条第一項の規定により提示十二条(審査会は、必要があると認めるときは、そ

(提出資料の閲覧)

不服申立人等は、 審査会に対し、 審査会に

な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むこと益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当 できる。この場合において、審査会は、第三者の利提出された意見書又は資料の閲覧を求めることが

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公問(調査審議手続の非公開)(調査審議手続の非公開)2 審査会は、前項の規定による閲覧について、ができない。 日時

公開しな

第十五条 この法律の規(不服申立ての制限)い。 できない。 年法律第百六十号)による不服申立てをすることが した処分については、行政不服審査法 (昭和三十七十五条) この法律の規定により審査会又は委員が

ポ十六条 審査会は、 (答申書の送付等) とともに、 答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付する 答申の内容を公表するものとする。 諮問に対する答申をしたときは、

第四章 雑則

第十七条(この法律)(政令への委任) この法律に定めるもののほか、 審査会に関

(罰則)

らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰第十八条(第四条第八項の規定に違反して秘密を漏 金に処する。

関する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に附善則 布の日から施行する。 第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、